

議案第八十八号

三朝右岸幹線管渠築造工事（六二一―）請負契約の締結についての

議決の一部変更について

次のとおり三朝右岸幹線管渠築造工事（六二一―）請負契約の締結についての議決（昭和六十二年七月十八日）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十二年十二月十八日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六十二年拾貳月貳拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

四 契約金額中「四六、〇〇〇、〇〇〇円」を「四三、八八二、〇〇〇円」に改める。